

## ハラスメント防止に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は崇城大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止および排除ならびにハラスメントに関する問題が生じた場合の対応について必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この規程においてハラスメントとは教育、研究、業務管理上において性的、侮蔑的な言動などで他者を不快にさせ、教育、研究または業務管理の上下関係などを利用し、あるいは威力的行動で教育、研究・業務管理環境を混乱させ、もしくは就学、就業不安を与えるなどして相手に精神的な負荷をかける行為を言う。

2 相談者とはハラスメント相談員に相談する者すべてを言い、被害者が相談窓口を通して「申立書」を提出した時点で「申立人」となる。

### (対象)

第 3 条 教職員（非常勤も含む）、学生等本学に在籍するすべての者（以下「本学の構成員」という）の間に生じたハラスメントが対象となる。

### (責務)

第 4 条 本学の構成員はこの規程および別に定めるハラスメント防止ガイドラインに従い、ハラスメントを起こさないように心がけねばならない。

### (設置)

第 5 条 本学でのハラスメントの防止・解決のために、次の委員会を設置する。

- (1) ハラスメント防止対策委員会
- (2) ハラスメント調停・調査委員会

(ハラスメント防止対策委員会)

第 6 条 ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）の構成員は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1 名。委員長は副学長から学長が指名する。
  - (2) 副委員長 1 名。副委員長は委員長が委員の中から指名する。
  - (3) 各学科から 1 名
  - (4) 学生支援センターから 1 名
  - (5) 庶務課から 1 名
  - (6) 学生厚生課から 1 名
  - (7) 法人課から 1 名
  - (8) その他必要と認められた者若干名
- 2 委員は学長が委嘱する。

（任 務）

第 7 条 防止対策委員会は次の任務を行なう。

- (1) ハラスメントの防止等に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題の解決および当事者への注意に関すること。
- (3) 被害者が受けた不利益を可能な限り回復する措置を関係者および関係部署に勧告すること。
- (4) 調停および調査の経過や結果について、申立人に報告すること。

（任 期）

第 8 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

（ハラスメント調停・調査委員会）

第 9 条 ハラスメント調停・調査委員会（以下「調停・調査委員会」という。）は、申立人の申立書に従い設置する。

- (1) 調停・調査委員会委員は防止対策委員会委員の中から防止対策委員長が 3 名を選出し、内 1 名を委員長に指名し解決に当たる。
- (2) 調停・調査委員会は申立人が当事者間での話し合いによる解決を希望し相手方も応諾した場合、当事者間の話し合いの斡旋もしくは調停案の提示により解決をはかる。
- (3) 調停後、報告書を防止対策委員会に提出する。
- (4) 調停・調査委員会は申立人が当事者間での話し合いによる

- 解決を希望しない場合申立人、相手方、必要に応じてその他関係者から聞き取り調査を行うなど、事実解明に努めなければならない。調査後、報告書を防止対策委員会に提出する。
- (5) 調査において申立人の希望により、相談者を同席させることができる。

(ハラスメント相談員)

第10条 ハラスメント相談窓口担当者としてハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- (1) 相談員は本学教職員から学長が指名する。
- (2) 相談員は学長が委嘱する。
- (3) 相談員については本学の構成員に掲示等で周知しなければならない。
- (4) 相談員は相談者から申立てがあった場合、防止対策委員会委員長へ報告しなければならない。
- (5) 相談員は相談者から申立てがあった場合、調停、調査等の手続きについて説明をしなければならない。
- (6) 相談員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(報告)

- 第11条 防止対策委員会は調停・調査委員会の報告に基づき当事者への対応を協議し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 2 防止対策委員会は必要に応じて協議結果を学生厚生委員会もしくは賞罰審議委員会に報告する。

(措置)

第12条 最終的な制裁措置については、学生は学生厚生委員会の議を経て教授会、教職員は賞罰審議委員会で協議する。

(守秘義務)

- 第13条 各委員会委員および相談員は次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 任務において知り得た事項について秘密を厳守し決して他に漏らさないこと。
  - (2) 当事者の名誉およびプライバシーなど人権に十分配慮すること。

2 前項に定める義務に違反した場合、処分の対象となることがある。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 本学の構成員は相談、申立、調査への協力などハラスメント防止等に関係した者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

(事務)

第15条 この規程の事務は法人課および学生厚生課で行う。

(準用)

第16条 この規程は学校法人君が淵学園に属するすべての組織に準用する。

附 則

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成23年4月1日より施行する。